

令和3年10月22日
関東信越厚生局

元保険医療機関及び保険医の行政処分等について

令和3年10月20日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消」について、これらを妥当とする建議及び答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

1. 保険医療機関の指定の取消相当

- | | | | | | | | |
|-------|---|--------------|----------------------------------|---|---|---|------------|
| (1) 名 | 称 | 平和島デンタルクリニック | | | | | |
| (2) 所 | 在 | 地 | 東京都大田区大森北六丁目17番15号
サンクレスト大森1A | | | | |
| (3) 開 | 設 | 者 | 武笠 広伸 | | | | |
| (4) 指 | 定 | 取 | 消 | 年 | 月 | 日 | 令和3年10月22日 |

※ 当該保険医療機関は、令和元年9月30日付けで廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

2. 保険医の登録の取消

- | | | | | | | | |
|-------|---|-------------|---|---|---|---|--------------------------------|
| (1) 氏 | 名 | 武笠 広伸 (39歳) | | | | | |
| (2) 登 | 録 | 取 | 消 | 年 | 月 | 日 | 令和3年10月22日 |
| (3) 根 | 拠 | と | な | る | 法 | 律 | 健康保険法 (大正11年法律第70号)
第81条第2号 |

【行政処分等に至った経緯】

患者から、実際には受診していないにもかかわらず、診療報酬が請求されている旨の情報提供があり、不正請求が疑われた。

当該情報内容を確認する必要性があり、個別指導を実施しようとしたが、令和元年9月30日付けで医療機関を廃止したため、患者調査を実施した。

当該調査の結果、診療を行っていないにもかかわらず、診療報酬を請求していることが強く疑われたことから、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、令和2年11月から令和3年3月まで計3日間の監査を実施したところ、度重なる監査の通知にもかかわらず、正当な理由なく出頭せず、監査を拒否した。

【行政処分等の主な理由】

1. 元保険医療機関

元開設者である武笠広伸は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。

2. 保険医

健康保険法等に基づく監査を実施する旨、通知したが、保険医である武笠広伸歯科医師は、正当な理由なく監査を欠席した。

このことは、健康保険法等に基づく監査について、保険医が、出頭を求められてこれに応ぜず、検査を拒み、忌避したものであり、保険医及び保険薬剤師の登録の取消を定めた健康保険法第81条に該当する。